

元・公用車賃貸借(契約管財課その2)仕様書

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 件名 | 元・公用車賃貸借(契約管財課その2) |
| 2 | 納車場所 | 神栖市溝口4991番地5(神栖市役所本庁舎) |
| 3 | 物品名 | ハイゼットトラック スタンダード 4WD (同等品以上とする) |
| 4 | 数量 | 1台 |
| 5 | 納車期限 | 令和元年12月1日(詳細は別途打ち合わせ、登録日の翌日に納車) |
| 6 | 賃貸借期間 | 令和元年12月1日から令和6年11月30日(60ヶ月) |
| 7 | 特約事項 | この契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。あわせて、各年度内の履行については、神栖市の各年度の予算の範囲内で履行給付が行われる契約である。 |
| 8 | 車両仕様装備品 | (1) ボディカラー：ホワイト
(2) 付属品：別添内訳書のとおり
(3) その他：2019年式 |
| 9 | リース条件 | (1) リース料にはリース期間中に発生する次の費用を含む
①車両本体及び付属品
②新規登録に伴う諸費用一式
③自動車損害賠償責任保険料
④車検証更新に伴う諸費用一式
⑤点検整備費(修繕費含む)及び整備のために必要な消耗品の補充及び交換
・車検整備
・法定点検整備
・メーカーが推奨する点検整備
・その他別添内訳書記載の消耗品
(2) リース費用に含まないもの
①任意保険, 車両保険
②点検整備時以外に発生した消耗品(油脂, 薬剤類)の補充
③交通事故及び第三者行為による損害の修繕費
(3) その他
①月間推定走行距離は, 1,500km程度とする。
②リース期間満了後は返還するものとする。ただし, 満了後に最長で2年間, 当該車両の再リースを行うことができるものとし, 双方の協議(令和5年10月末)を経て満了日の1か月前までに新たな契約を締結するものとする。
③支払い方法は, 年度分一括前払いとする。
④請負者が車両所有者となること。 |
| 10 | その他 | 本仕様書に定めのない事項で疑義を生じた場合は, 市と協議のうえ決定するものとする。 |

元・公用車賃貸借（契約管財課その2）仕様書 内訳

内容		共通仕様	
1	車種及び台数	ハイゼットトラック スタンダード（同等品以上） 1台	
	駆動方式	4WD	
	乗車人数	2人	
	トランスミッション	AT	
	使用燃料	ガソリン	
	総排気量	0.66L	
	最大積載量	350kg	
2	納車期限	令和元年12月1日(詳細は別途打ち合わせ) 登録日の翌日までに納車	
3	納車場所	神栖市役所本庁舎：神栖市溝口4991番地5	
4	リース方式	メンテナンスリース	
5	リース期間	登録月を含め60ヶ月（5年間）	
6	車体色	ホワイト	
7	推定走行距離	1,500km/月程度	
8	付属品等	フロアマット	
		サイドバイザー（プラスチックバイザー）※フロントのみ可	
		AM/FMラジオ	
		ドライブレコーダー	
9	リース期間中に含まれる費用	登録納車費用	
		自動車税	
		自動車重量税	
		自賠責保険料	
		登録諸費用	
10	メンテナンスサービスの内容	継続車検	
		定期点検 12ヶ月毎	
		油脂類交換・補充	
		一般消耗品交換（ワイパー交換12カ月経過毎含む）	
		バッテリー交換（期間中1回）	
		タイヤ1セット（新車時装着品と同等以上のもの）	
		タイヤローテーション 12ヶ月毎	
		エアコン整備	
		点検整備に伴う代車配車（初日から）※同等クラスの車両とする。	
		故障修理	
その他メーカーが推奨する整備			
11	メンテナンス工場	神栖市内の工場とする	
12	その他	報告	貸主は、継続車検及び法定点検並びに修繕・消耗品等の交換を行う場合、原則として実施する30日前までにその使用日数を含めて連絡すること。
		協議	この仕様書に記載のない事項及び内容については、その都度、貸主及び借主双方の協議において行うものとする。

※入札額は、5年間の総額の見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載してください。